



に改め、同表精神保健福祉センター所長の部を削り、同表子ども相談センター所長の部の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第三十一号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第三十号を第四十二号とし、第二十四号から第二十九号までを十二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

34 法第三十三条の六の二の規定により必要な措置を実施すること。

35 法第三十三条の六の三の規定により社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨すること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中第二十二号を第三十二号とし、第十八号から第二十一号までを十号ずつ繰り下げ、第十七号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

27 法第三十一条の二第一項及び第二項の規定により引き続き障害児入所施設等に在所させる等の措置を採ること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中第十六号を第二十五号とし、第七号から第十五号までを九号ずつ繰り下げ、第六号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

15 法第二十七条の二第一項の規定により児童自立支援施設等に在所させる措置を採ること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中第五号を第十三号とし、第四号を第七号とし、同号の次に次の五号を加える。

8 法第二十四条の十九第四項の規定により必要な措置を講ずること。

9 法第二十四条の二十四第一項及び第二項の規定により引き続き障害児入所給付費等を支給すること。

10 法第二十五条の七第一項第三号の規定による報告を受けること。

11 法第二十五条の七第二項第三号の規定による報告（妊産婦等生活援助事業の実施に係るものに限る。）及び同項第四号の規定による報告を受けること。

12 法第二十五条の八第三号の規定による報告又は通知（妊産婦等生活援助事業の実施に係るものに限る。）及び同条第四号の規定による報告を受けること。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

1 法第六条の三第一項第二号の規定により児童自立生活援助の実施が必要であるこ

とを認めること。

2 法第二十三条の二の規定により必要な措置を実施すること。

3 法第二十三条の三の規定により妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨すること。

別表第三農林事務所長の部十七の項第一号中「法」の下に「第四十八条第九項、第八十七条の三第七項、」を加え、「第九十六条の二第七項」を「第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において読み替えて準用する場合並びに法第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十七条の二十項」に改め、同項第二十六号中「土地改良区」の下に「及び土地改良区連合」を加え、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号中「土地改良区」の下に「及び土地改良区連合」を加え、同号を同項第二十六号とし、同項第二十四号中「土地改良区」の下に「及び土地改良区連合」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を第二十四号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「土地改良区」の下に「及び土地改良区連合」を加え、「これ」を「これら」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「法」の下に「第八十四条、第八十九条の二十項、第九十六条及び」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「法」の下に「第八十四条、」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「土地改良区」を「規定により」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十九条の二第四項」の下に「（法第八十四条において準用する場合を含む。次号、第十七号及び第二十五号において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、「第六十八条第四項」の下に「（法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第八十四条」を加え、「役員又は」を「及び土地改良区連合の役員及び」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

2 法第五条第六項（法第八十七条の二第十項において準用する場合並びに法第八十七条の三第七項並びに第八十八条第六項及び第十八項において読み替えて準用する場合に限る。）の規定による公用又は公共の用に供している土地の編入の承認を申請すること。

別表第三情報科学芸術大学院大学長の部を削り、同表土木事務所長の部一の項中「規則」を「省令」に改め、同項第二号中「規則」を「省令」に、「及び専任技術者」を「営業所技術者等」に改め、同項第三号及び第四号中「規則」を「省令」に改め、同部四の項第五号及び第六号中「及び」を「又は」に改め、同項第八号中「第十一号から

第十五号まで、第十七号、第十八号、第二十号、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号」を「第十二号から第十九号まで、第二十一号、第四十五号から第四十八号まで、第五十号及び第五十一号」に改め、同項第十三号中「国等」を「国」に改め、同項第二十三号中「及び」を「又は」に改め、同項第二十四号中「車両」を「限度超過車両」に改め、同項第四十二号中「ある」を「在る」に、「付近」を「その附近」に改め、同項第四十五号中「及び」を「又は」に、「又は道路」を「若しくは道路」に改め、同項第四十八号中「許可」を「許可等」に改め、同項第五十二号中「大規模修繕」を「大修繕」に改め、同部二十四の項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者」を「一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者」に改め、同項第七号及び第十号中「規定により」の下に「電線共同溝の」を加え、同項第十五号中「命じる」を「命ずる」に改め、同項第二十二号中「第二十五条」の下に「において準用する道路法第七十三条」を加え、同部中二十八の項を削り、二十七の項を二十九の項とし、二十六の項を二十八の項とし、二十五の項の次に次のように加える。

<p>二十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号、以下この項中「法」という。）の施行に関する事務（岐阜土木事務所長、大垣土木事務所長、可茂土木事務所長及び高山土木事務所長に限る。）</p>	<p>二十七 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号、以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十二条第一項の規定により特定路外駐車場の設置の届出を受けること。</li> <li>2 法第十二条第二項の規定により特定路外駐車場の変更の届出を受けること。</li> <li>3 法第十二条第三項の規定により路外駐車場管理者等に対し、違反の是正のため必要な措置をとることを命ずること。</li> <li>4 法第五十三条第二項の規定により報告をさせ、又は立入検査等を行うこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第三十一条第三項の規定により工事計画書を受理すること。</li> </ol>

別表第三建築事務所長の部九の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省・国土交通省令第三号）第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号、以下この項中「省令」という。）を削り、「岐阜県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第五百号）」を「岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年岐阜県規則第十九号）」に、「東濃建築事務所長に限る」を「岐阜県事務所等設置条例（平成十一年岐阜県条例第三十二号）第二条第二項に規定する岐阜地域において行われる工事（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事及び法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事を除く）」に係るものを除く」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第十二条第二項」を「第十六条第二項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 3 法第十七条第四項及び第五項の規定により工事を完了の確認を行い、及び確認済証を交付すること。
- 4 法第十八条第一項及び第二項の規定により中間検査を行い、及び中間検査合格証を交付すること。
- 5 法第十九条第一項の規定により宅地造成等に関する工事の定期的報告を受けること。
- 6 別表第三建築事務所長の部九の項第六号を次のように改める。

別表第三建築事務所長の部九の項第七号中「第十四条第四項」を「第二十条第四項」に、「造成主、工事請負人又は現場管理者」を「工事主等」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「第十六条第二項」を「第二十二條第二項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「その宅地」を「土地」に、「造成主」を「工事主」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第十七条第一項又は第二項」を「第二十三條第一項」に、「宅

地」を「土地」に、「若しくは占有者又は行為者」を「又は占有者」に、「又は地形」を「地形」に改め、「改良」の下に「又は土石の除却」を加え、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

10 法第二十三条第二項の規定により、行為者に対して、擁壁等の設置若しくは改造地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。

別表第三建築事務所長の部九の項第十一号中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「宅地」を「土地」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「検査する」を「検査させる」に改め、同項第十二号中「第十九条」を「第二十五条」に、「宅地」を「土地」に改め、同項第十三号から第十九号までを次のように改める。

13 法第二十七条第三項及び第四項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止のため、届出をした者に対し工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告し、及び命ずること。

14 法第三十五条第二項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出を受けること。

15 法第三十六条第一項及び第二項の規定により工事完了の検査を行い、及び検査済証を交付すること。

16 法第三十六条第四項及び第五項の規定により工事完了の確認を行い、及び確認済証を交付すること。

17 法第三十七条第一項及び第二項の規定により中間検査を行い、及び中間検査合格証を交付すること。

18 法第三十八条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告を受けること。

19 法第三十九条第二項及び第三項の規定により、工事主等又は土地所有者等に対して工事の施行の停止を命じ、土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置をとることを命ずること。

20 法第三十九条第四項の規定により工事主等に対して工事の施行の停止を命じ、又は工事に従事する者に対して工事に係る作業の停止を命ずること。

21 法第四十一条第二項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止のため、土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止のため必要な措置をとるこ

とを勧告すること。

22 法第四十二条第一項の規定により、土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。

23 法第四十二条第二項の規定により、行為者に対して、擁壁等の設置若しくは改造地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。

24 法第四十三条第一項の規定により土地に立ち入り、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の状況を検査させること。

25 法第四十四条の規定により土地の所有者、管理者又は占有者に対して工事の状況について報告を求めること。

26 規則第十二条の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の廃止の届出を受けること。

27 規則第二十七条の規定により特定盛土等に関する工事の廃止の届出を受けること。別表第三建築事務所長の部二十の項第一号中「第八条」を「第七条」に改め、同項第二号中「第十二条第三項又は第十三条第四項」を「第十二条第三項又は第十二条第四項」に改め、同項第三号中「第十二条第四項又は第十三条第五項」を「第十一条第四項又は第十二条第五項」に改め、同項第四号中「第十二条第五項又は第十三条第六項」を「第十一条第五項又は第十二条第六項」に改め、同項第五号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第六号中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第七号中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項第八号から第十一号までを削り、同項第十二号中「第十七条第一項、第二十一条第一項又は第四十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十三号中「第十七条第二項（法第二十一条第二項、第四十三条第二項及び附則第三条第十項において準用する場合を含む。）」を「第十五条第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十四号から第十八号までを削り、同項第十九号中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第二十号中「第三十五条第三項（法第三十六条第二項）」を「第三十条第三項（法第三十一条第二項）」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二十一号中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第二十二号中「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二十三号中「第三十八条」を「第三十三条」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二十四号中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同号を同

項第十五号とし、同項第二十五号から第三十二号までを削り、同項第三十三号中「第十一条又は第二十九条」を「第十三条又は第二十八条」に改め、同号を同項第十六号とし、同表美術館長の部から文化財保護センター所長の部までを削り、同表計量検定所長の部を次のように改める。

精神保健福祉センター所長	<p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この項中「法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下この項中「令」という。）の施行に関する事務</p>
<p>1 法第三十三条第九項の規定による届出を受けること。  2 法第三十三条の二の規定による届出を受けること。  3 法第三十八条の二の規定による定期の報告等を受けること。  4 法第三十八条の三第一項及び第五項の規定により届出又は報告に係る入院中の者の症状等を精神医療審査会に通知し、審査を求めること。  5 法第三十八条の四の規定による退院等の請求を受けること。  6 法第三十八条の五第一項の規定により退院等の請求を精神医療審査会に通知し、審査を求めること。  7 法第三十八条の五第六項の規定により精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知すること。  8 法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る決定及び交付を行うこと。  9 法第四十五条第三項（同条第五項及び法第四十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により精神障害の状態にないと認められた旨を通知すること。  10 法第四十五条第四項の規定により精神障害の状態にあることを認定すること。  11 法第四十五条の二第一項並びに施行令第十条第二項及び第十条の二第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受けること。</p>	<p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項中「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項中「令」という。）の施行に関する事務</p> <p>12 法第四十五条の二第三項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずること。  13 法第四十五条の二第四項の規定により指定する精神保健指定医に診察させること。  14 令第七条第一項及び第六項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳を調整すること。  15 令第七条第二項及び第四項の規定による氏名等の変更の届出を受けること。  16 令第七条第五項の規定により旧居住地の都道府県知事に通知すること及び新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。  17 令第八条第二項の規定により先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。  18 令第九条第二項の規定により先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。  19 令第十条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳の再交付をすること。</p> <p>1 法第五十四条第一項の規定により支給認定をすること。  2 法第五十四条第二項の規定により指定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めること。  3 法第五十四条第三項の規定により医療受給者証を交付すること。  4 法第五十六条第二項の規定により支給認定の変更の認定をすること。  5 法第五十六条第四項の規定により支給認定の変更の認定を行った場合に、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還すること。</p>

<p>別表第三身体障害者更生相談所長の部の次に次のように加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6 法第五十七条第一項の規定により支給認定を取り消すこと。</li> <li>7 法第五十七条第二項の規定により医療受給者証の返還を求めること。</li> <li>8 令第三十二条の規定により変更の届出を受けること。</li> <li>9 令第三十三条の規定により医療受給者証を再交付すること。</li> </ol>	<p>計量検定所長</p> <p>一 計量法（平成四 年法律第五十一号 以下この項中「法」とい う。）及び計 量法施行規則（平 成五年通商産業省 令第六十九号。以 下この項中「省令」とい う。）の施行 に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十六条第一項第二号イの規定により特定計量器の検定を行うこと。</li> <li>2 法第十六条第三項の規定により車両等装置用計量器の装置検査を行うこと。</li> <li>3 法第十九条第一項の規定により特定計量器の定期検査を行うこと。</li> <li>4 法第二十四条第一項の規定により特定計量器の定期検査済証印を付すること。</li> <li>5 法第二十四条第三項の規定により特定計量器の検定証印等を除去すること。</li> <li>6 法第七十二条第一項の規定により特定計量器に検定証印を付すること。</li> <li>7 法第七十二条第四項の規定により特定計量器の検定証印等を除去すること。</li> <li>8 法第七十五条第二項の規定により車両等装置用計量器に装置検査証印を付すること。</li> <li>9 法第七十五条第四項の規定により車両等装置用計量器の装置検査証印を除去すること。</li> <li>10 法第一百六条第一項の規定により計量証明事業用特定計量器の計量証明検査を行うこと。</li> <li>11 法第一百九条第一項の規定により計量証明事業用特定計量器の計量証明検査済証印を付すること。</li> <li>12 法第一百九条第三項の規定により計</li> </ol>
<p>別表第三国際たぐみアカデミー校長、木工芸術スクール校長及び障がい者職業能力開発 発校長の部の次に次のように加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13 量証明事業用特定計量器の検定証印等を除去すること。</li> <li>14 法第四百七条第一項及び第三項の規定により届出製造事業者等から報告を徴収すること。</li> <li>15 法第四百八条第一項及び第三項の規定により届出製造事業者等への立入検査等を行うこと。</li> <li>16 法第四百九条第一項の規定により計量器等の提出を命ずること。</li> <li>17 法第五百十条第一項の規定により特定対象量の表記を抹消すること。</li> <li>18 法第五百十一条第一項の規定により特定計量器の検定証印等を除去すること。</li> <li>19 法第五百五十二条第一項の規定により特定計量器の検定証印等を除去すること。</li> <li>20 省令第四十八条の規定により計量証明事業者登録簿の謄本を交付し、及び閲覧に供すること。</li> </ol>	<p>情報科学芸術大学院大学長</p> <p>一 職員の給与に関する事務</p> <p>二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第五十七条の五の規定により所属職員（教授、准教授、講師及び助教に限る。）の勤勉手当の成續率を決定すること。</li> <li>1 法第十七条第一項の規定により教育公務員が兼職し、又は他の事業等に従事することを承認すること。</li> </ol>

別表第三岐阜関ヶ原古戦場記念館長の部の次に次のように加える。

美術館長	<p>一 岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県美術館管理規則（令和元年岐阜県規則第八十九号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第三条第二項の規定により特別観覧料の額を定めること。  2 条例第四条第一項の規定により展示室等の使用の許可をすること及び同条第四項の規定により当該許可に管理上必要な条件を付けること。  3 条例第五条第一項の規定により展示室等の使用者に対して管理上必要な指示をすること。  4 条例第五条第二項の規定により展示室等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずること。  5 条例第六条第一項ただし書の規定により観覧料、特別観覧料又は使用料の前納の特例を承認すること。  6 条例第六条第二項ただし書の規定により観覧料、特別観覧料又は使用料を返還すること。  7 条例第六条第三項の規定により観覧料、特別観覧料又は使用料を免除すること。  8 条例第八条第一項第三号の規定により遵守事項を指示すること。  9 条例第八条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。  10 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。  11 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は開館する旨を掲示場に掲示すること。  12 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更し、又は入室を制限すること。  13 規則第四条第二項の規定により展示</p>
現代陶芸美術館長	<p>一 岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県現代陶芸美術館管理規則（令和元年岐阜県規則第九十号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>室等利用承認通知書又は展示室等利用不承認（取消・停止）通知書を交付すること。  14 規則第五条第一号の規定により触れることができる美術品等を決定すること。  15 規則第五条第四号及び第九条第五号の規定により遵守事項を指示すること。  16 規則第六条第一項の規定により美術品等の模写等を許可すること及び同条第二項の規定により美術品等模写等許可書を交付すること。  17 規則第七条第二項の規定により美術品等の貸出しを許可すること。  18 規則第七条第三項の規定により美術品等貸出台帳に登載すること及び美術品等貸出許可書を交付すること。  19 規則第八条第一項の規定により美術品等の貸出期間の特例を認めること。  20 規則第八条第二項の規定により美術品等の返還を求めること。  21 規則第十条の規定による美術品等借用書の提出を受けること。  22 規則第十一条の規定により寄託又は寄贈を受けること。  1 条例第三条第二項の規定により特別観覧料の額を定めること。  2 条例第四条第一項ただし書の規定により観覧料又は特別観覧料の前納の特例を承認すること。  3 条例第四条第二項ただし書の規定により観覧料又は特別観覧料を返還すること。  4 条例第四条第三項の規定により観覧料又は特別観覧料を免除すること。  5 条例第五条第一項第三号の規定により遵守事項を指示すること。  6 条例第五条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をし</p>

図書館長	<p>一 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県図書館管理規則(令和元</p>	<p>てその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。</p> <p>7 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。</p> <p>8 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は開館する旨を掲示場に掲示すること。</p> <p>9 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更し、又は入室を制限すること。</p> <p>10 規則第四条第一号の規定により触れることができる美術品等を決定すること。</p> <p>11 規則第四条第四号及び第八条第五号の規定により遵守事項を指示すること。</p> <p>12 規則第五条第一項の規定により美術品等の撮影等を許可すること及び同条第二項の規定により美術品等撮影等許可書を交付すること。</p> <p>13 規則第六条第二項の規定により美術品等の貸出しを許可すること。</p> <p>14 規則第六条第三項の規定により美術品等貸出台帳に登載すること及び美術品等貸出許可書を交付すること。</p> <p>15 規則第七条第一項の規定により美術品等の貸出期間の特例を認めること。</p> <p>16 規則第七条第二項の規定により美術品等の返還を求めること。</p> <p>17 規則第九条の規定による美術品等借用書の提出を受けること。</p> <p>18 規則第十条の規定により寄託又は寄贈を受けること。</p> <p>1 条例第一条第一項の規定により研修室等の使用の許可すること及び同条第四項の規定により当該許可に管理上必要な条件を付けること。</p> <p>2 条例第三条第一項の規定により研修室等の使用者に対して管理上必要な指示をすること。</p>
		<p>年岐阜県規則第九十一号。以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務</p>
		<p>3 条例第三条第二項の規定により研修室等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずること。</p> <p>4 条例第四条第一項ただし書の規定により使用料の前納の特例を承認すること。</p> <p>5 条例第四条第二項ただし書の規定により使用料を返還すること。</p> <p>6 条例第四条第三項の規定により使用料を免除すること。</p> <p>7 条例第六条第一項第六号の規定により遵守事項を指示すること。</p> <p>8 条例第六条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。</p> <p>9 規則第二条第一項第四号の規定により図書館資料の点検に必要な期間として休館日を定めること。</p> <p>10 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。</p> <p>11 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休館し、又は開館する旨を掲示場に掲示すること。</p> <p>12 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更し、又は入館を制限すること。</p> <p>13 規則第四条第二項の規定により利用規程を定めること。</p> <p>14 規則第五条(規則第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により貸出しの手続を定めること。</p> <p>15 規則第六条第二項の規定により読書活動支援資料の貸出しを認めること。</p> <p>16 規則第七条第二項ただし書の規定により同項各号に定める日から利用申込書を提出することを認めること。</p> <p>17 規則第七条第三項(規則第八条第二項において準用する場合を含む。)の</p>

<p>博物館長</p>	<p>一 都市公園法（以下この項中「法」という。）及び岐阜県都市公園条例（以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>二 岐阜県博物館条例（昭和五十一年岐阜県条例第八号）</p>
<p>18 規定により承認済の印を押印したものを交付すること。 19 規則第七條第四項（規則第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により利用不承認（取消・停止）通知書を交付すること。 20 規則第九條第一項の規定により損害の賠償を求めると及び同條第二項の規定により損害賠償に關し必要な事項を定めること。 21 規則第十條の規定により入館又は図書館資料の貸出しを禁止すること。</p>	<p>1 法第五條第一項の規定により、岐阜県百年公園（博物館に係る区域に限る。第三号から第八号までにおいて同じ。）における公園施設（法第二條第二項第七号に掲げるものに限る。）の設置等の許可又は変更の許可をすること。 2 法第二十七條第一項の規定により前号の許可に係る監督処分を行うこと。 3 条例第四條第一項及び第三項の規定により岐阜県百年公園における行為の制限の許可又は変更の許可をすること。 4 条例第六條の規定により岐阜県百年公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 条例第九條第二項の規定により岐阜県百年公園の利用を許可すること。 6 条例第十條第三項ただし書の規定により岐阜県百年公園の使用料を返還すること。 7 条例第十條第四項の規定により岐阜県百年公園の使用料を免除すること。 8 条例第十一條の規定により岐阜県百年公園の監督処分を行うこと。</p>	<p>1 条例第六條第二項の規定により特別に展示する期間の入館料の額を定めること。</p>
<p>以下この項中「条例」という。）及び岐阜県博物館管理規則（令和元年岐阜県規則第九十二号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務</p>	<p>2 条例第六條第四項ただし書（条例第七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により入館料の前納の特例を承認すること。 3 条例第六條第五項ただし書（条例第七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により入館料を返還すること。 4 条例第六條第六項（条例第七條第五項において準用する場合を含む。）の規定により入館料を減免すること。 5 条例第七條第一項の規定により施設又は設備の使用の許可をすること及び同條第二項の規定により当該許可に管理上必要な条件を付すること。 6 条例第八條第一項の規定により施設又は設備の使用者に対し管理上必要な指示をすること。 7 条例第八條第二項の規定により施設又は設備の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずること。 8 条例第十條第一項第三号の規定により撮影、模写、模造等の行為の許可をすること。 9 条例第十條第一項第四号の規定により遵守事項を指示すること。 10 条例第十條第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。 11 規則第二條第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。 12 規則第二條第二項後段の規定により臨時に休館し、又は開館する旨を掲示場に掲示すること。 13 規則第三條第二項の規定により開館時間を変更し、又は入館を制限すること。 14 規則第四條第四項の規定により博物</p>	<p>14 規則第四條第四項の規定により博物</p>

	<p>15 規則第五条第二項の規定により資料の館外貸出しを許可すること及び同条第三項（規則第六条第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可又は承認に管理上必要な条件を付すること。</p> <p>16 規則第五条第四項ただし書の規定により資料の貸出期間の延長を認めること。</p> <p>17 規則第五条第五項の規定により博物館資料貸出台帳に登載すること及び博物館資料貸出許可書を交付すること。</p> <p>18 規則第五条第六項（規則第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消すこと。</p> <p>19 規則第六条第一項の規定により資料の特別利用を許可すること。</p> <p>20 規則第六条第二項の規定により博物館資料特別利用許可書を交付すること。</p> <p>21 規則第七条第一項の規定により損害の賠償を求めると及び同条第二項の規定により損害賠償に關し必要な事項を定めること。</p> <p>22 規則第八条第二項前段の規定により資料の受納を決定すること及び寄附資料受納書を交付すること。</p> <p>23 規則第八条第二項後段の規定により寄附資料台帳に登載すること。</p> <p>24 規則第八条第四項の規定により資料の寄附の手續の全部又は一部を省略すること。</p> <p>25 規則第九条の規定により資料寄託契約を締結すること。</p> <p>26 規則第九条ただし書の規定により所有者等と協議すること。</p> <p>27 規則第十条第一項の規定により資料</p>	<p>高山陣屋管理事務所所長</p> <p>文化財保護センター所長</p>	<p>一 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例（昭和五十五年岐阜県条例第十二号、以下この項中「条例」という。）の施行に關する事務</p> <p>二 岐阜県高山陣屋管理規則（令和元年岐阜県規則第九十三号、以下この項中「規則」という。）の施行に關する事務</p> <p>一 岐阜県文化財保護センター管理規則（平成三十一年岐阜県規則第四十一号、以下この項中「規則」という。）の施行に關する事務</p> <p>1 規則第二条第一項及び第二項の規定により出土品の貸出しを許可し、及び当該許可に管理上必要な条件を付すること。</p> <p>2 規則第二条第三項の規定により文化財保護センター保管出土品貸出許可書を交付すること。</p> <p>3 規則第二条第四項（規則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消すこと。</p> <p>4 規則第三条第一項及び同条第三項において準用する規則第二条第二項の規定により出土品その他の資料の特別利用を許可し、及び当該許可に管理上必要な条件を付すること。</p> <p>5 規則第三条第二項の規定により文化財保護センター資料特別利用許可書を交付すること。</p> <p>28 規則第十条第二項の規定により資料保管書を交付すること。</p> <p>29 規則第十一条第二項の規定により寄託資料を返還すること。</p> <p>1 条例第二条第三項ただし書の規定により入場料の前納の特例を承認すること。</p> <p>2 条例第二条第四項ただし書の規定により入場料を返還すること。</p> <p>3 条例第二条第五項の規定により入場料を減免すること。</p> <p>1 規則第二条第二項前段の規定により臨時に休場し、又は開場すること。</p> <p>2 規則第二条第二項後段の規定により臨時に休場し、又は開場する旨を公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>3 規則第三条第二項の規定により開場時間を変更し、又は入場を制限すること。</p>
--	--	---------------------------------------	---

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事に係る改正前の別表第三建築事務所長の部九の項第四号から第七号まで及び第十一号から第十九号までに掲げる事務の委任については、なお従前の例による。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第百六十一条第一項、」を削り、「第百六十六条第一項」の下に、「第百六十七条の二第一項」を加える。

第八条の二中「かわらさず」の下に、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」を加え、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」を削る。

第十四条第一項中「所長」の下に「岐阜関ヶ原古戦場記念館」を加え、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」及び「ぎふ木遊館」を削り、同条第二項中「美術館 現代陶芸美術館」を「岐阜関ヶ原古戦場記念館、美術館、現代陶芸美術館」に改め、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」を削り、「森林文化アカデミー及びぎふ木遊館」を「及び森林文化

アカデミー」に改める。

別表第一一の項所長決裁事項の欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による公金事務の委託

別表第一四の項中「昭和二十二年法律第六十七号」を「以下この項中「法」という。」に改め、「昭和三十九年岐阜県条例第七号」の下に「以下この項中「条例」という。」を、「昭和六〇年規則第七〇号」の下に「以下この項中「規則」という。」を加える。

別表第二県事務所の表五十七の二の項中「において」を「中」に、「施行規則」を「省令」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「及び生活困窮者家計改善支援事業、同条第二項第一号に掲げる生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に改め、同表五十七の四の項中「平成二十四年法律第六十五号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第三号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第六項」に改める。

別表第二岐阜地域福祉事務所の表二十の項中「において」を「中」に、「施行規則」を「省令」に改め、同項所長決裁事項の欄第二号中「及び生活困窮者家計改善支援事業、同条第二項第一号に掲げる生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に改め、同表二十二の項中「子ども・子育て支援法」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第三号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第六項」に改める。

別表第二精神保健福祉センターの表及び知的障害者更生相談所の表を削る。

別表第二子ども相談センターの表一の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項所長決裁事項の欄中第四十四号を第五十九号とし、同欄第四十三号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同欄第五十八号とし、同欄中第四十二号を第五十七号とし、第三十二号から第四十一号までを十五号ずつ繰り下げ、第三十一号を第四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

45 法第三十三条の六の二の規定による必要な措置

46 法第三十三条の六の三の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨  
別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第三十号を第四十三号と

し、第二十九号を第四十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

40 法第三十三條の三の二第一項の規定による資料又は情報の提供等の協力要請

41 法第三十三條の三の三の規定による意見聴取等措置

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第二十八号を第三十九号とし、第二十四号から第二十七号までを十一号ずつ繰り下げ、第二十三号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

34 法第三十三條第六項の規定による一時保護

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第二十二号中「第三十三條第四項から第六項まで」を「第三十三條第四項」に、「一時保護期間の延長」を「一時保護」に改め、同号を同欄第三十二号とし、同欄中第二十一号を第三十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

30 法第三十一條の二第一項及び第二項の規定による障害児入所施設在所年齢の延長等

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第二十号を第二十九号とし、第十号から第十九号までを九号ずつ繰り下げ、第九号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

18 法第二十七條の二第一項の規定による児童自立支援施設等への入所の措置

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第八号を第十六号とし、同号の前に次の五号を加える。

11 法第二十四條の十九第四項の規定による必要な措置

12 法第二十四條の二十四第一項及び第二項の規定による障害児入所給付費等の支給

13 法第二十五條の七第一項第三号の規定による報告の受付

14 法第二十五條の七第二項第三号の規定による報告（妊産婦等生活援助事業の実施に係るものに限る。）及び同項第四号の規定による報告の受付

15 法第二十五條の八第三号の規定による報告又は通知（妊産婦等生活援助事業の実施に係るものに限る。）及び同条第四号の規定による報告の受付

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

5 法第二十三條の二の規定による必要な措置

6 法第二十三條の三の規定による妊産婦等生活援助事業の利用の勧奨

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第六條の三第一項第二号の規定による児童自立生活援助の実施が必要であることとの認定

別表第二子ども相談センターの表四の項中「岐阜県療育手帳に関する規則」の下に「平成二二年規則第七号。以下この項中「規則」という。」を、「施行事務」の下に「（十八歳未満の知的障害児に係るものに限る。）」を加える。

別表第二農林事務所の表十七の項所長決裁事項の欄第一号中「法」の下に「第四十八條第九項、第八十七條の三第七項、」を加え、「第九十六條の二第七項において読み替えて」を「第十八項、第九十六條の二第七項並びに第九十六條の三第五項において読み替えて準用する場合並びに法第八十五條第五項、第八十五條の二第五項、第八十五條の三第四項及び第十項並びに第八十七條の二第十項において」に改め、同欄中第二十二号を第二十三号とし、同欄第二十一号中「土地改良区」の下に「及び土地改良区連合」を加え、同号を同欄第二十二号とし、同欄中第二十号を第二十一号とし、第五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第四号中「法」の下に「第八十四條、第八十九條の二第十項、第九十六條及び」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「法」の下に「第八十四條、」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「土地改良区」を「法第八十四條において準用する場合を含む。第十五号及び第二十二号において同じ。」の規定による」に改め、同号を同欄第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

2 法第五條第六項（法第八十七條の二第十項において準用する場合並びに法第八十七條の三第七項並びに第八十八條第六項及び第十八項において読み替えて準用する場合に限る。）の公用又は公共用の土地の編入の承認の申請

別表第二農林事務所の表十七の項課長専決事項の欄第一号中「第十八條第十七項」を「第十八條第十八項」に改め、「第六十八條第四項」の下に「法第八十四條において準用する場合を含む。）及び第八十四條」を加え、「の役員又は」を「及び土地改良区連合の役員及び」に改め、同欄第二号中「第二十九條の二第四項」の下に「法第八十四條において準用する場合を含む。）を、「土地改良区」の下に「及び土地改良区連合」を加え、同欄第四号中「土地改良区」の下に「及び土地改良区連合」を加える。

別表第二土木事務所の表中三十二の項を削り、三十一の項を三十三の項とし、三十の項を三十二の項とし、二十九の項の次に次のように加える。

<p>三十 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第十二条第三項の路外駐車場管理者等に対する違反の是正の措置命令</p>	<p>1 法第十二条第一項の届出の受付 2 法第十二条第二項の届出の受付 3 法第五十三条第二項の路外駐車場管理者等からの報告の徴取並びに所属職員による立入検査及び質問</p>
<p>三十一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第三十一条第三項の工事計画書の受理</p>	

別表第二建築事務所の表九の項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省・国土交通省令第三号）第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年省令第三号。以下この項中「省令」という。）を削り、「岐阜県宅地造成等規制法施行細則（昭和四一年規則第一〇五号）」を「岐阜県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年規則第十九号）」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号から第三号までを次のように改める。

- 1 法第十七条第一項及び第二項の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付
- 2 法第十七条第四項及び第五項の規定による工事完了の確認及び確認済証の交付

- 3 法第十八条第一項及び第二項の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付  
別表第二建築事務所の表九の項所長決裁事項の欄第六号中「第十七条第一項」を「第二十三条第一項」に、「宅地等」を「規定による土地又は擁壁等」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第五号中「第十六条第二項の」を「第二十二条第二項の規定による」に、「所有者等」を「土地の所有者等」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号中「第十四条第四項の工事関係者」を「第二十条第四項の規定による工事主等」に、「作業停止命令」を「従事者に対する作業停止命令」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 4 法第二十条第二項及び第三項の規定による工事主等又は土地所有者等に対する工事の施行停止命令等又は災害防止措置命令  
別表第二建築事務所の表九の項所長決裁事項の欄に次の十二号を加える。
- 8 法第二十四条第一項の規定による立入検査
- 9 法第二十五条の規定による工事の状況についての報告の徴取
- 10 法第二十七条第三項及び第四項の規定による防災上からする届出をした者に対する必要措置の勧告及び命令
- 11 法第三十六条第一項及び第二項の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付
- 12 法第三十六条第四項及び第五項の規定による工事完了の確認及び確認済証の交付
- 13 法第三十七条第一項及び第二項の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付
- 14 法第三十九条第二項及び第三項の規定による工事主等又は土地所有者等に対する工事の施行停止命令等又は災害防止措置命令
- 15 法第三十九条第四項の規定による工事主等に対する工事の施行停止命令又は従事者に対する作業停止命令
- 16 法第四十一条第二項の規定による防災上からする土地の所有者等に対する必要措置の勧告
- 17 法第四十二条第一項及び第二項の規定による土地又は擁壁等の所有者等への必要な工事の命令
- 18 法第四十三条第一項の規定による立入検査
- 19 法第四十四条の規定による工事の状況についての報告の徴取  
別表第二建築事務所の表九の項課長専決事項の欄第一号中「省令」を削る。  
別表第二美術館の表から文化財保護センターの表までを削る。  
別表第二計量検定所の表を次のように改める。

精神保健福祉センター 事務の種類 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この項中「法」という。) 及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第一五五号。以下この項中「令」という。) の施行事務		所長 決 裁 事 項 1 法及び令の施行に関する事務
		課長 専 決 事 項 1 令第三十二条の規定による変更届の受付 2 令第三十三条の規定による医療受給者証の再交付
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下この項中「法」という。) 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以		1 課長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務
計量検定所 事務の種類 一 計量法(平成四年法律第五一号。以下この項中「法」という。) 及び計量法施行規則(平成五年		所長 決 裁 事 項 1 法及び省令の施行に関する事務
別表第二(動物愛護センター)の表の次に次のように加える。 知的障害者更生相談所		課長 専 決 事 項 1 規則第三条第一項又は第五条第一項に規定する判定又は再判定 2 規則第三条第二項の規定による知的障害者への療育手帳の交付 3 規則第三条第三項の規定による療育手帳を交付しない旨の決定及び通知 4 規則第三条第四項の指示 5 規則第五条第二項の規定による再判定の時期の指定 6 規則第七条の療育手帳の再交付

<p>一 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成一三年条例第三十七号以下この項中「条例」という。)</p>	<p>事務の種類</p>	<p>現代陶芸美術館</p>	<p>事務の種類</p>	<p>省令第六九号。以下この項中「省令」という。の施行事務</p>
<p>1 条例及び規則の施行に関する事務</p>	<p>所長 決 裁 事 項</p>	<p>1 条例及び規則の施行に関する事務</p>	<p>所長 決 裁 事 項</p>	<p>別表第二岐阜関ヶ原古戦場記念館の表の次に次のように加える。 美術館</p>
<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p></p>

<p>一 都市公園法(以下この項中「法」という。)</p>	<p>事務の種類</p>	<p>図書館</p>	<p>事務の種類</p>	<p>及び岐阜県現代陶芸美術館管理規則(令和元年規則第九〇号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>
<p>1 法第五条第一項の規定による岐阜県百年公園(博物館に係る区域に限る。第三号から第八号ま</p>	<p>所長 決 裁 事 項</p>	<p>一 岐阜県図書館条例(平成二三年条例第四〇号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県図書館管理規則(令和元年規則第九一号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>	<p>所長 決 裁 事 項</p>	<p>1 条例及び規則の施行に関する事務</p>
<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p>課 長 専 決 事 項</p>	<p>課 長 専 決 事 項</p>

<p>二 岐阜県博物館条例 (昭和五一年条例第八号。以下この項中「条例」といふ。)</p> <p>及び岐阜県博物館管理規則 (令和元年規則第</p>	<p>及び岐阜県都市公園条例 (以下この項中「条例」といふ) の施行事務</p>
<p>1 条例及び規則の施行に関する事務</p>	<p>でにおいて同じ。)における公園施設 (法第二条第二項第七号に掲げるものに限る。) の設置等の許可又は変更の許可</p> <p>2 法第二十七条第一項の規定による前号の許可に係る監督処分</p> <p>3 条例第四条第一項及び第三項の規定による岐阜県百年公園における行為の制限の許可又は変更の許可</p> <p>4 条例第六条の規定による岐阜県百年公園の利用の禁止又は制限</p> <p>5 条例第九条第二項の規定による岐阜県百年公園の利用の許可</p> <p>6 条例第十条第三項ただし書の規定による岐阜県百年公園の使用料の返還</p> <p>7 条例第十条第四項の規定による岐阜県百年公園の使用料の免除</p> <p>8 条例第十一条の規定による岐阜県百年公園の監督処分</p>
<p>文化財保護センター</p> <p>事務の種類</p> <p>一 岐阜県文化財保護センター管理規則 (平成三一年規則第四一号。)</p> <p>1 規則の施行に関する事務</p> <p>課長専決事項</p>	<p>九二号。以下この項中「規則」といふ。) の施行事務</p> <p>高山陣屋管理事務所</p> <p>事務の種類</p> <p>一 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例 (昭和五五年条例第一二号。以下この項中「条例」といふ。) の施行事務</p> <p>1 規則の施行に関する事務</p> <p>課長専決事項</p>

以下この項  
中「規則」  
という。  
の施行事務

附 則

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る工事に係る改正前の別表第二建築事務所の表九の項に規定する事務の決裁の区分については、なお従前の例による。

令和七年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社